



平成 28 年 6 月 30 日

各 位

上場会社名 大崎エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 冨田治夫
(コード番号 6259)
問合せ先責任者 取締役経営企画室長 小野茂昭
(TEL 04-2934-3411)

大崎電気工業株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

平成 28 年 6 月 23 日付「支配株主である大崎電気工業株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大崎電気工業株式会社（以下「大崎電気工業」といいます。）は、平成 28 年 5 月 12 日から平成 28 年 6 月 22 日までを買付け等の期間とする当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、大崎電気工業は、本公開買付けの決済の開始日である平成 28 年 6 月 29 日をもって、当社株式 4,961,460 株（当社の総株主の議決権に対する大崎電気工業の有する当社株式の議決権の割合（以下「議決権所有割合」といいます（注。））にして 96.02%）を所有するに至り、当社の会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注）議決権所有割合とは、当社が平成 28 年 5 月 11 日に公表した「平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（5,167,300 株）から当社決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の当社が所有する自己株式数（78 株）を控除した株式数（5,167,222 株）に係る議決権の数（51,672 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

当社は、本日付で、大崎電気工業より、同社が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、平成 28 年 5 月 11 日に当社が公表した「支配株主である大崎電気工業株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（ただし、大崎電気工業が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を大崎電気工業の完全子会社とすることを目的として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（大崎電気工業及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を大崎電気工業に売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受領いたしました。これを受け、当社は、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 28 年 7 月 31 日まで整理銘柄に指定された後、平成 28 年 8 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所の開設する市場である JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

① 名 称	大崎電気工業株式会社	
② 所 在 地	東京都品川区東五反田二丁目 10 番 2 号	
③ 代表者の役職・氏名	取締役会長 渡辺 佳英	
④ 事 業 内 容	電力量計、電流制限器、計器用変成器、監視制御装置、タイムスイッチ及び光通信関連機器等の製造・販売	
⑤ 資 本 金	6,793 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 12 年 1 月 26 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7.70%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.26%
	大崎電気工業取引先持株会	3.53%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.43%
	九電テクノシステムズ株式会社	3.07%
	渡辺佳英	2.54%
	富国生命保険相互会社	2.44%
	常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	
	中部電力株式会社	2.25%
	関西電力株式会社	2.21%
	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	2.16%
	常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	
⑧ 当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	大崎電気工業は、本日現在、当社株式 4,961,460 株 (議決権所有割合: 96.02%) を所有しております。	
人 的 関 係	本日現在、当社取締役のうち 1 名が大崎電気工業の代表取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	当社は、大崎電気工業に対する短期貸付を行っております。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	大崎電気工業は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。	

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	平成 28 年 6 月 30 日 (木曜日)
当 社 取 締 役 会 決 議 日	平成 28 年 6 月 30 日 (木曜日)
売 買 最 終 日	平成 28 年 7 月 29 日 (金曜日)
上 場 廃 止 日	平成 28 年 8 月 1 日 (月曜日)
取 得 日	平成 28 年 8 月 4 日 (木曜日)

(3) 売渡対価

普通株式 1 株につき、800 円

2. 本売渡請求の内容

当社は、大崎電気工業より、本日付で本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）
大崎電気工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき800円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。
- (4) 大崎電気工業が本売渡株式を取得する日（会社法第179条の2第1項第5号）
平成28年8月4日
- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
大崎電気工業は、本売渡対価を、同社が保有する現預金によりお支払いいたします。大崎電気工業は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しております。
- (6) 上記の他、本売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）
本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法、大崎電気工業が指定した場所及び方法又は当社と大崎電気工業で協議の上決定された場所及び方法により、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、当社を大崎電気工業の完全子会社とすることを目的として、大崎電気工業が当社株式の全てを取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

そもそも、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、平成28年5月11日開催の取締役会において、安定的な収益体質の再構築による確実かつ継続的な収益力の改善を実現することが必要不可欠であるとの認識のもと、本取引により大崎電気工業の完全子会社となり大崎電気工業グループとの強固な連携を実現することは、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、利益水準への悪影響や不確実性を伴う抜本的な施策、具体的には、医療用等の高精細FPDや車載用等の高品質センサーデバイスといった収益性の高い分野や製品に特化した形での受注戦略の見直し及び人的・物的リソースの集中と、それに伴う積極的な新規顧客の開拓、カスタム化生産の効率化及び更なる付加価値の創出（カスタム化による製品価値の向上は当社の競争優位性につながるものであるものの、今後は、それに要するコスト増加を抑制するための効率化と同時に、技術革新等による更なる強化が必要になると考えております。）、外注費や材料費といった製造原価の更なる圧縮等、当社の再成長に向けた施策を大胆かつ迅速に

実行する上で有用であり、当社の安定的な収益体質の基盤作りに資するものであることから、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至りました。

また、本公開買付価格が、(a) 下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の上限を上回るものであること、(b) 本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年5月10日のJASDAQ市場における当社株式の終値373円に対して114.48%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、平成28年5月10日から過去1ヶ月間の終値単純平均値364円に対して119.78%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値365円に対して119.18%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値388円に対して106.19%のプレミアムが加算されており、相当なプレミアムが付されていると考えられること、(c) 下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と大崎電気工業の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には、山田FASによる当社株式の株式価値に係る試算結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、当社の1株当たり純資産額も一つの交渉要素とした上で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われ、その結果として当初の提案価格から20円の増額がなされた価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、当社は、平成28年5月11日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、平成28年6月23日、大崎電気工業より、本公開買付けの結果について、当社株式2,167,460株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成28年6月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、大崎電気工業の有する当社株式の議決権所有割合は96.02%となり、大崎電気工業は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、大崎電気工業より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、(a) 上記のとおり、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれると考えられること、(b) 本売渡対価である800円は、本公開買付価格と同一の価格であり、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(c) 大崎電気工業の平成28年6月24日現在の残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることから、大崎電気工業による本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(d) 本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社

の指定した方法、大崎電気工業が指定した場所及び方法又は当社と大崎電気工業で協議の上決定された場所及び方法により、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、大崎電気工業からの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

上記取締役会においては、大崎電気工業の代表取締役を兼務している当社取締役の渡辺光康氏を除く全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。また、上記取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、渡辺光康氏は、大崎電気工業の代表取締役を兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、当社の上記取締役会における本売渡請求の承認に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において大崎電気工業との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

（2）算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

（3）上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場していますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成28年7月31日まで整理銘柄に指定された後、平成28年8月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQ市場において取引することはできません。

（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び大崎電気工業は、本売渡請求を含む本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けの開始までの間に、以下のような措置を実施いたしました。

① 大崎電気工業における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

大崎電気工業は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、大崎電気工業及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

野村証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて当社の株式価値の算定を行い、大崎電気工業は平成28年5月10日付で当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、大崎電気工業は野村証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

野村証券により上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法 : 353円から389円

類似会社比較法 : 725 円から 757 円
DCF法 : 773 円から 853 円

市場株価平均法では、平成 28 年 5 月 9 日を基準日として、J A S D A Q 市場における当社株式の基準日終値 355 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 353 円（小数点以下を四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 363 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 365 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 389 円を基に、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 353 円から 389 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲は、725 円から 757 円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社から提供され大崎電気工業が確認した平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 29 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 773 円から 853 円までと分析しているとのことです。なお、野村証券が算定の前提とした当社の事業計画においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、製造原価の削減や機械商社との連携による商談規模の拡大により大幅な営業利益の増加を見込んでおり、営業利益は平成 29 年 3 月期には 25 百万円、平成 30 年 3 月期には 50 百万円になることを見込んでおります。

大崎電気工業は、野村証券から取得した当社の株式価値算定の結果を参考としつつ、当社株式の J A S D A Q 市場における過去 5 営業日、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間及び直近の市場価格の推移、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 800 円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 28 年 5 月 10 日の J A S D A Q 市場における当社株式の終値 373 円に対して 114. 48%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 364 円に対して 119. 78%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 365 円に対して 119. 18%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 388 円に対して 106. 19%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、大崎電気工業から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び大崎電気工業から独立した第三者算定機関である山田 F A S に当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 5 月 10 日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。山田 F A S は、大崎電気工業及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

山田 F A S は、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社株式の株式価値を算定しています。なお、当社は、山田 F A S から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

山田 F A S は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面

的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社株式の株式価値を算定しています。山田FASは、当社がJASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算定するDCF法を用いております。山田FASが上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 355円から389円
DCF法 : 746円から790円

市場株価法では、平成28年5月9日を基準日として、JASDAQ市場における当社株式の基準日終値355円、直近1ヶ月間の終値単純平均値363円、直近3ヶ月間の終値単純平均値365円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値389円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を355円から389円までと分析しております。

DCF法では、当社が作成した平成29年3月期から平成31年3月期までの3期の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を746円から790円までと分析しております。なお、割引率は2.97%から3.63%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を0%として算定しております。

山田FASがDCF法の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成29年3月期から平成30年3月期にかけて、製造原価の削減や機械商社との連携による商談規模の拡大により営業利益の大幅な増加を見込んでおります（なお、当社決算短信上の平成28年3月期の営業利益は△192百万円です。）。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。

(単位：百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
売上高	2,100	2,150	2,200
営業利益	25	50	53
EBITDA	66	98	103
フリー・キャッシュ・フロー	△32	18	24

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、大崎電気工業及び当社から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、大崎電気工業及び当社から独立性を有する山崎想夫氏（委員長、公認会計士・税理士、株式会社GGパートナーズ代表取締役）、大林茂樹氏（当社社外監査役）及び多田光毅氏（弁護士、隼あすか法律事務所パートナー）の3氏を選定しております。なお、当社は、当初からこの3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。）を設置し、第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性・合理性（本取引に起因する当社企業価値向上の有無を含む。）、(b)本取引の取引条件（本公開買付けにおける買付け等の価格を含む。）の公正

性・妥当性、(c)本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性、(d)上記を踏まえ、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか、(e)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、並びに(f)その他上記に関連する事項（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問することを決定いたしました。

第三者委員会は、平成28年4月8日より平成28年5月10日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社より提出された各資料に基づき、大崎電気工業の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等についての説明を受けるとともに、大崎電気工業からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、当社から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、第三者委員会は、山田FASから、同社が当社に対して提出した本株式価値算定書に基づき、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から当社が得た、当社における、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する説明を受け、検討をしております。

第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上等の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成28年5月10日に、以下の意見を内容とする答申書を当社取締役会に対して提出しております。

- (a) 平成25年3月期から平成28年3月期にかけて4期連続で経常損失を計上する見込みとなっている当社の状況に照らし、本取引による当社と大崎電気工業との一体性の強化によって、現状当社に不足していると思われる営業面等における経営資源やノウハウ等が大崎電気工業からより直接的に投入されるようになり、かつ、現状の当社の経営状況を打開するために必要となる抜本的な施策を大胆に実行することが可能となると考えられることから、本取引の目的の正当性・合理性は認められる。
- (b) 本取引の取引条件について、以下の理由によりその公正性・妥当性は認められる。
 - ・ 本公開買付価格は、JASDAQ市場における平成28年5月10日（本公開買付けの公表日の前営業日）の当社株式の終値、同日までの過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値に対して106.19%から119.78%のプレミアムを付した価格であり、かつ、山田FASによるDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、利益相反を解消するための措置が十分に採られたうえで、大崎電気工業との真摯かつ継続的な交渉を経て決定された価格であること、公開買付期間が比較的長期間に設定されていること、及び、
 - ・ 二段階買収の際に交付される1株当たりの金銭の額は、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定であること
- (c) 本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、かつ、独立した第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任し、その助言を随時取得していること等を踏まえれば、本取引の交渉過程及び意思決定に至る手続は公正なものといえる。
- (d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(e) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると思料する。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、大崎電気工業及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から得た法的助言及び第三者算定機関である山田FASから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会から提出された答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、本取引により大崎電気工業の完全子会社となり大崎電気工業グループとの強固な連携を実現することは、株主の皆様のリスク負担を回避しつつ、利益水準への悪影響や不確実性を伴う抜本的な施策を大胆かつ迅速に実行する上で有用であり、当社の安定的な収益体質の基盤作りに資するものであることから、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれるとの結論に至り、かつ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました（判断過程の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程」をご参照ください。)。そこで、平成28年5月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

上記取締役会においては、大崎電気工業の代表取締役を兼務している当社取締役の渡辺光康氏を除く全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。また、上記取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、渡辺光康氏は、大崎電気工業の代表取締役を兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議には一切参加しておらず、当社の立場において大崎電気工業との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

大崎電気工業は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、大崎電気工業は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。大崎電気工業は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について大崎電気工業以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、平成 28 年 5 月 11 日現在、大崎電気工業は当社株式 2,794,000 株（所有割合（当社決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（5,167,300 株）から当社決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の当社が保有する自己株式数（78 株）を控除した株式数（5,167,222 株）に対する割合をいいます。）：54.07%）を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、大崎電気工業としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①ないし⑥の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び大崎電気工業の両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

大崎電気工業は当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 28 年 3 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社と親会社との間に取引等が発生する場合、取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定する旨を記載しているところ、かかる指針に関する本売渡請求の承認における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているところ、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

また、当社は、平成 28 年 5 月 10 日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、当該意見が本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上